

岡山県計量法関係手数料

4 定期検査

R8.4.1

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	1,470円	<u>1,550円</u>
ひょう量が250kg以下のもの	2,000円	<u>2,120円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	2,320円	<u>2,450円</u>
ひょう量が500kgを超えるもの	3,370円	<u>3,560円</u>
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
	260円	<u>270円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	520円	<u>550円</u>
ひょう量が250kg以下のもの	940円	<u>990円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	1,570円	<u>1,660円</u>
ひょう量が1トン以下のもの	2,290円	<u>2,410円</u>
ひょう量が2トン以下のもの	3,840円	<u>4,060円</u>
ひょう量が5トン以下のもの	7,160円	<u>7,580円</u>
ひょう量が10トン以下のもの	11,350円	<u>12,000円</u>
ひょう量が20トン以下のもの	15,860円	<u>16,750円</u>
ひょう量が30トン以下のもの	20,290円	<u>21,400円</u>
ひょう量が40トン以下のもの	23,060円	<u>24,290円</u>
ひょう量が50トン以下のもの	31,920円	<u>33,540円</u>
ひょう量が50トンを超えるもの	31,920円に、ひょう量10トンまでを増すごとに31,920円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額	33,540円に、ひょう量10トンまでを増すごとに33,540円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額
最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。		
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		
	10円	10円